

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年2月号 | No. 02/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

WIPO 2023/2024 年 PCT ユーザ満足度調査

PCT ユーザ満足度に関する最新調査が 2023/2024 年に実施されました。当調査は主に WIPO が提供する PCT 関連サービスに対するユーザ満足度を調査するために行われ、PCT サービスのどの分野を改善すべきかを決定する際に役立てられます。

当調査は PCT 10 公開言語で実施され、1,700 人以上のユーザから回答を得ました。

当調査では自由回答欄や改善を望む分野の記載欄も設けられました。調査結果と寄せられた具体的な意見は分析され、WIPO の PCT サービス改善のためのアクションプランの基礎とされます。

全般的に、WIPO が提供する PCT 関連サービスに対して、PCT ユーザの 90% が「非常に満足」(39%) 又は「満足」(51%) していると回答しました。調査結果のまとめは、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/activity/pct-user-survey-2023-2024.pdf>

お時間を割いて当調査に回答して下さった皆様には感謝申し上げます。国際事務局は、可能な限り皆様のご意見を反映できるよう努めて参ります。調査に参加できなかった PCT ユーザの方は、PCT 法務・ユーザ関連部の電子メールアドレス宛にいつでもコメントやご意見をお寄せいただけます。

pct.legal@wipo.int

次回の PCT ユーザ満足度調査は、2025/2026 年に実施予定です。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

PCT ニュースレター創刊 30 周年に向けて

1994 年 3 月に創刊した PCT ニュースレターが、来月で 30 周年を迎えます。読者の皆様から、ニュースレターの内容や利便性についてコメントをお寄せいただき、その中から抜粋を記念号に掲載予定です。コメントは、2024 年 2 月末日までに以下の電子メールアドレスへお送り下さい。

pct.newsletter@wipo.int

電子メールの件名は「PCT Newsletter: 30 years」とご記載下さい。

WIPO 手数料移転サービス (WIPO Fee Transfer Service)

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関、又は国際予備審査機関は、“participating Office” (参加庁) として WIPO 手数料移転サービスに参加できるようになりました。当サービスでは、PCT 手数料はある官庁 (“collecting Office” (徴収官庁)) から他の官庁 (“beneficiary Office” (受益官庁)) に対し国際事務局 (IB) を介して取り引きされます。詳細は、以下のリンクから文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい。

https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911

IB は、各参加庁について 2023 年 12 月 31 日付の WIPO 手数料移転サービスの一部である PCT 手数料移転の一覧を掲載しました。当一覧は、2024 年 1 月 25 日付の公示 (PCT 公報) (25 ページ目以降) からご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

新規二国間 PCT-PPH 試行プログラム (カナダ知的財産庁 – ブラジル国立産業財産機関 (INPI))

2024 年 2 月 1 日から、カナダ知的財産庁と国立産業財産機関 (ブラジル) 間で、新規の二国間 PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。当試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の国の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、他方の国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

上述の PCT-PPH の取決めに関する詳細は、以下をご利用下さい。

<https://ised-isde.canada.ca/site/canadian-intellectual-property-office/en/new-cipo-inpi-pph-pilot-bilateral-agreement>

https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/pph/arquivos/parceiros/canada/memorando-de-entendimento-entre-o-inpi-e-canada_portugues.pdf

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上述の情報を含み更新されました (https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)。

例外的な閉庁日

以下に記載する官庁の閉庁について、PCT 規則 80.5 は、国際出願に関連する文書又は手数料が官庁に到達すべき期間の末日が、関係する官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して開庁していなかった日（閉庁した日）に当たる場合には、その期間は当該官庁が通常業務を行う目的で利用者に対して再度開庁する、後続の最初の就業日に満了するよう延長されることを規定している点にご留意下さい。

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は、2024 年 2 月 9 日は、全国的に追加の特別日（休日）とされたため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しなかった（閉庁した）旨を国際事務局（IB）に通知しました。

米国特許商標庁（USPTO）

米国特許商標庁（USPTO）は、悪天候のため、2024 年 1 月 16 日は、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しませんでした（閉庁しました）。

当該官庁の閉庁に関する通知は、USPTO のウェブサイトに掲載されています。

<https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-related-notice/patent-related-notice-2024>

官庁により IB に提供される各官庁の閉庁日の一覧が、上述の情報を含み更新されました。以下のリンクからご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

（訳者注： ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能）

PCT アップデート

米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料（多くの官庁）

2024 年 3 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額（該当する場合）及び取扱手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。PCT 出願人の手引 (<https://www.wipo.int/pct/guide/en/>（訳者注： ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能））の以下の附属書において、これらの変更が反映されました。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AZ、BH、BW、BY、BZ、CL、CR、DJ、DO、EA、EC、EG、GE、GH、HN、IB、IL、IN、IQ、JM、JO、KE、KG、KH、KZ、LR、MD、MW、MX、NI、OM、PA、PE、PG、PH、QA、RU、SA、SC、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UZ、WS、ZM、ZW。
- 附属書 E (国際予備審査機関): CL、EA、EG、IN、PH、RU、US。

BY: ベラルーシ（手数料）

EP: 欧州特許庁（手数料）

2024 年 4 月 1 日から、受理官庁としての欧州特許庁（EPO）に支払う以下の手数料が変更になります。

送付手数料:	100 ユーロ
優先権書類の手数料:	120 ユーロ
優先権の回復請求手数料:	750 ユーロ

同じく 2024 年 4 月 1 日から、指定 (又は選択) 官庁としての EPO に支払う、以下の手数料の額も変更になります (表示されていないその他の手数料に変更はありません)。

出願手数料:

– オンライン提出:	135 ユーロ
– オンライン提出以外の提出:	285 ユーロ
– 以上の EPO 指定締約国に対する指定手数料:	685 ユーロ

クレーム手数料:

– 第 16 番目のクレーム及び それに続く 50 を限度とする各クレーム:	275 ユーロ
– 第 51 番目のクレーム及びそれに続く各クレーム:	685 ユーロ

調査手数料:

– 2005 年 7 月 1 日前になされた (国際) 出願:	1,040 ユーロ
– 2005 年 7 月 1 日以後になされた (国際) 出願:	1,520 ユーロ

手続続行手数料:

– 手数料の遅延納付の場合:	[変更なし]
– その他の場合:	300 ユーロ

配列表の遅延提出手数料: 265 ユーロ

審査手数料:

– 2005 年 7 月 1 日前になされた (国際) 出願:	2,135 ユーロ
– 2005 年 7 月 1 日以後になされた (国際) 出願であって 補充的欧州調査報告が作成されていないもの:	2,135 ユーロ
– 2005 年 7 月 1 日以後になされた その他全ての (国際) 出願:	1,915 ユーロ

3 年次更新手数料: 690 ユーロ

また、以下の状況において支払う調査手数料の減額の額も変更になります (表示されていないその他の減額に変更はありません)。

国際調査報告又は補充国際調査報告が、オーストリア特許庁、若しくは集中化に関する議定書 (the Protocol on Centralization) に従い、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的財産庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) 若しくはヴィシエグラード特許機構により作成された国際出願については、調査手数料が 1,300 ユーロ減額となります。

また、以下の通り、手数料の免除、減額や払戻しに関する新たな条件が設けられます。

- (i) 英語、仏語又は独語以外の言語を公用語とする [EPC (訳者注: European Patent Convention 欧州特許条約) の] 締約国に住所又は営業の本拠地を有する零細企業、中小企業、自然人、非営利団体、大学又は公的研究機関、並びに外国に居住する当該締約国の国民が、EPC 第 14 条(4) に規定された言語で欧州特許出願又は審査請求をする場合、出願手数料又は審査手数料は 30% 減額される。
- (ii) 零細企業、自然人、非営利団体、大学若しくは公的研究機関が欧州特許出願をする場合、又は国際出願に関して規則 159 に規定する行為を行う場合、以下の手数を 30% 減額します。(a) 出願手数料、(b) 欧州調査若しくは補充的欧州調査の手数料、(c) 審査手数料、及び欧州特許庁が国際調査機関を務めた場合には、既に支払われた国際調査手数料、(d) 指定手数料、(e) 特許付与手数料、(f) 欧州特許出願の更新手数料。

同一人が、(i) 関係する欧州特許出願の出願日又は (ii) 関係する Euro-PCT 出願の欧州段階への移行日から遡って 5 年以内に、5 件以上の欧州特許出願又は Euro-PCT 出願を行っている場合には、手数料の減額は受けられない。

過去の出願に関する該当日とは、欧州特許出願の場合は出願日又は Euro-PCT 出願の場合は欧州段階への移行日とする。複数人が欧州特許出願又は Euro-PCT 出願を行う場合には、各出願人が、関係する手数料の支払日に適用される資格基準を満たす場合に限り、減額を受けることができる。

詳細は、欧州特許条約 (EPC) 施行規則の規則 7 及び手数料に関する規則を参照のこと。

また、当該事項に関連する EPO 刊行物への参照が表示されている、国内編、概要 (EP) にある脚注 3 (出願手数料に関する) も変更されました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (EP) 及び国内編 概要 (EP) が更新されました)

国際調査、補充国際調査及び国際予備審査に関連する所定の手数料の変更は、以下の EPO の公示に掲載されています。

EPO に支払う手数料に関して 2024 年 4 月 1 日に発効する変更の詳細については、それぞれ 2023 年 12 月 14 日及び 2024 年 1 月 15 日付の EPO 管理理事会の決定事項をご参照下さい。

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/01/a3.html>

<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/01/a5.html>

IB: 国際事務局 (手数料)

2024 年 3 月 1 日から、受理官庁としての IB に支払う送付手数料と優先権書類の手数料の米国ドルでの換算額が変更になります。

送付手数料:	117 米国ドル
優先権書類の手数料:	59 米国ドル
航空便の追加手数料:	12 米国ドル

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IB) が更新されました)

IS: アイスランド (手数料)

US: 米国 (手数料)

2024 年 3 月 1 日から発効する、受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) に米国ドルで支払う、国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料の換算額の変更に関する情報、及び手数料表の項目 4 に表示されている適用される出願手数料の減額の米国ドルでの換算額の変更については、上記の「米国ドルで支払う国際出願手数料及び取扱手数料 (多くの官庁)」をご参照下さい。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁、フィリピン知的財産庁、イスラエル特許庁、国立産業財産機関 (チリ)、米国特許商標庁 (USPTO))

2024 年 3 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

フィリピン知的財産庁	スイスフラン
イスラエル特許庁	米国ドル
国立産業財産機関 (チリ)	スイスフラン
米国特許商標庁 (USPTO)	スイスフラン

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

2024 年 4 月 1 日から、欧州特許庁が実施する国際調査について、ユーロで支払う額が変更になります。新料金 (スイスフラン及び米国ドルでの換算額はまもなく設定される予定です) は、同じく変更となるその他の手数料と併せて下記に表示されています。

調査手数料	1,845 ユーロ
追加調査手数料	1,845 ユーロ
異議申立手数料	1,020 ユーロ
検査手数料	1,020 ユーロ
遅延提出手数料	265 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CL、EP、IL、PH 及び US が更新されました)

補充調査手数料 (欧州特許庁)

2024 年 4 月 1 日から、欧州特許庁が実施する補充国際調査について、ユーロで支払う額が変更になります。新料金は 1,845 ユーロです。

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁)

2024 年 4 月 1 日から、国際予備審査機関としての欧州特許庁にユーロで支払う以下の手数料の額が変更になります。

予備審査手数料	1,915 ユーロ
追加予備審査手数料	1,915 ユーロ
異議申立手数料	1,020 ユーロ
遅延提出手数料	265 ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 E (EP) が更新されました)

日本国特許庁が実施する新制度に関するウェビナーのご案内

日本国特許庁が新たに実施する「特定 (技術分野) の特許出願の非公開制度」に関するウェビナーが、2024 年 3 月 13 日に WIPO 国際事務局主催で開催されます。このウェビナーでは、新しく実施される制度と新制度を踏まえて PCT 出願への影響について解説します。日本国特許庁から特許出願非公開プロジェクト事務局長をお招きして、新制度の手続、PCT 出願への影響、出願人・代理人が注意すべきポイントについて具体的にご説明いただきます。

(訳者注: 2024 年 5 月 1 日に施行される新制度については、既に PCT を含む海外での特許取得の選択肢についてのご質問などを WIPO でも受けております。それらのご質問についても、特許出願非公開プロジェクトの事務局長と、進行役が、対話形式で、詳しく説明して参ります。既に当該制度の説明会に参加された方や、説明動画をご覧になった方にもおすすめです。)

ウェビナーは日本語のみで行われ、日本時間午後 5 時から 6 時 (中央ヨーロッパ時間午前 9 時から 10 時) に開催されます。登録は無料です。以下のリンクからご登録下さい。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/4217079163200/WN_jfFW6GwaTc2z6ZCqwbeAnw

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しい ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

以下の出願人向け ePCT ビデオチュートリアルが利用可能になりました。

- Upload documents to IB without access rights to application
- Upload documents to IB with access rights to application

ビデオでは、ePCT を利用した国際事務局へのドキュメントアップロードの方法をステップバイステップで説明しています。以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/epct/epct_actions.html

実務アドバイス

出願人が PCT 出願を行える出願先と代理人資格者

Q: 米国特許代理人として、PCT 出願を希望するドイツ国籍を有した米国のクライアントをサポートしています。クライアントの PCT 出願を欧州特許庁 (EPO) に提出することができますか？また、当方は代理人として出願人を代理することができますか？

A: どの出願先に、又はどこの受理官庁 (RO) に出願人が PCT 出願を行うことができるのか、また誰が出願人を代理できるのかについては、主に出願人の国籍と居住国によって決まります。

PCT 規則 19 に従い、出願人は以下の官庁に国際出願を行うことができます。

- (i) 出願人がその居住者である締約国の国内官庁 (又はその締約国のために行動する国内官庁)。
- (ii) 出願人がその国民である締約国の国内官庁 (又はその締約国のために行動する国内官庁)。
- (iii) 国際事務局 (出願人の国籍又は居所のいかんを問わない)。

PCT 第 2 条(xii) に基づき、「国内官庁」には、二以上の国から広域特許を与える任務を委任されている政府間当局も含めるものとします。出願人が複数存在する場合には、少なくとも出願人の一人にこれらの条件が適合している必要があります。

この実務アドバイスのケースでの米国のクライアントが米国の居住者であると想定すると、クライアントは、米国特許商標庁 (USPTO) (RO/US)、そしてクライアントの国籍に関連してドイツ特許商標庁 (RO/DE) か欧州特許庁 (RO/EP)、又は国際事務局 (RO/IB) に PCT 出願を行うことができます。ただし、米国でなされた発明については、国家安全保障措置が適用される場合があります。この場合には、他の三つの受理官庁のいずれかに国際出願する前に、USPTO から外国出願許可を取得するか、同じ発明について最初に USPTO に特許出願をし、その先の出願について国家安全保障に関する命令が出されることなく 6 か月が経過していることが必要となります (<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s140.html> 参照)。

国際段階において代理人として出願人を代理する資格を有する者の決定は、出願がなされた受理官庁により決定されます (PCT 規則 90.1)。各受理官庁は、代理に関する独自の基準を定めており、これは PCT 出願人の手引の附属書 C (<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html> (訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)) に記載されています。IB が受理官庁を務める場合には、PCT 規則 83.1 の 2 に基づき、出願人が居所又は国籍を有する国内又は広域官庁に対して業として手続をとる権能を有する者のみを代理人として選任することが可能です。

この実務アドバイスのケースの代理人が、EPO やドイツ特許庁に対して業として手続をとる権能を有する者として登録されていない場合には、USPTO や IB に対する出願に限り、出願人を代理する資格を有することになります。とはいえ、(EPO やドイツ特許庁に対して業として手続をとる権能を有する者として登録されていないものと想定すると) RO/EP と RO/DE に対する代理人として出願手続を行うことは制限されますが、その代理人が、出願人に代わってこれらの官庁に PCT 出願を行うことを妨げるものではありません。代理人として記載できない場合には、PCT 規則 4.4(d) に基づき「通知のためのあて名」として記載できるオプションがあります。これにより、「通知のためのあて名」として記載される代理人は、通常出願人やその代理人へ送付される通信を受け取ることができ、出願人に代わって支払をすることも可能です。ただし、「通知のためのあて名」として記載される代理人が、代理人として出願人に代わって願書 (又は中間書類) に署名することはできません。出願人の署名を取得できない場合、出願における欠落した署名や無効な署名は、PCT 第 14 条に基づき欠陥とみなされます (PCT 出願人の手引 https://www.wipo.int/pct/en/guide/ip06.html#_correction_defects 参照)。この欠陥により出願人が国際出願日を取得できなくなることはありませんが、その後、有効な署名を付した差替え用紙の提出が必要となります。さらに、一人以上の出願人が存在し、出願人を代理する代理人がない場合には、規則 90.2(b) に基づき、特定の選択受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち最初に記載されている出願人が共通の代表者とみなされるため、願書における出願人の氏名の記載順が重要になります (PCT ニュースレター 2014 年 7-8 月号掲載の実務アドバイス 「共通の代理人が選任されていない場合の、願書様式における出願人の記載順の重要性」でも強調されています。ただし、出願人自身がそのうちの一人を共通の代表者として選任している場合はこの限りではありません)。

国際出願の提出に便利な方法は、ePCT を利用することです。新規 PCT 出願を作成するユーザは自動的に eOwner に設定され、ePCT を用いて PCT 出願プロセスを管理することができます。「外部署名」機能では、権限を与えられた署名者 (この実務アドバイスのケースでは出願人) は ePCT にアクセスすることなく、ePCT に保管されているドラフト文書に署名をすることができます。また、出願人に直接アクセス権を割り当てるオプションもあり、出願人は出願前であっても出願にアクセスしたり、必要であれば署名をすることができます。このようにして、この実務アドバイスのケースでの代理人は、出願人に代わって必要な書簡 (例えば、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更を求める書簡、第 19 条に基づく補正を求める書簡や出願の取下げなど) を作成し、出願人は、その書簡に外部署名をするか、ePCT 内で直接署名をすることができます。

RO/IB に対する国際出願の提出に関する情報は、以下のリンクをご参照下さい。

www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html

ePCT を利用した出願に関する詳細情報については、以下のリンクをご参照下さい。

https://pct.eservices.wipo.int/p_sn_li.aspx?ClickType=2&NodeID=567

このトピックに関する詳しい情報は、PCT ニュースレターの以下の号の「実務アドバイス」に掲載されています。

[2015 年 4 月号](#): 受理官庁に対して出願人を代理する資格がない場合の通知のためのあて名の表示

[2019 年 3 月号](#): 出願の戦略: 国際出願を国内 (もしくは該当する場合には広域) 官庁または受理官庁としての国際事務局に出願するかどうかを決定する際に検討すべき要素 - カナダ国民である米国居住者の事例

[2020 年 6 月号](#): 受理官庁としての国際事務局に対し業として手続をとる資格 (国際出願が他国の出願人に譲渡される場合)